

第 9 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 有害鳥獣の駆除以外を目的とする鳥獣の捕獲についての許可基準の設定
(1) 方 針

① 考え方

有害鳥獣の駆除以外を目的とする鳥獣の捕獲については、学術研究又はその他特別な事由を目的とする場合に許可するものとし、原則として次の目的を対象とする。

1) 学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする場合

ア 職務上必要な場合

イ 傷病鳥獣の保護の場合

ウ 公共施設等の展示の場合

エ 愛がん飼養の場合

オ 養殖鳥の遺伝的劣化防止の場合

カ 移入鳥獣の駆除の場合

なお、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

② 捕獲実施に当たった際の留意事項等

捕獲実施に当たった際の留意事項等については、第4の4の(1)の③から⑤までに準じて取り扱うこととする。

(2) 許可基準

有害鳥獣の駆除以外を目的とする鳥獣の捕獲についての許可基準は、次のとおりとする。

① 学術研究を目的とする場合

1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

ウ 鳥獣の種類・員数

必要最小限の種類又は員数（羽、頭、個）

エ 期間

1年以内

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、法第10条（銃器を使用する場合）及び第11条第1項各号に掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 法第 1 条ノ 5 で禁止されている猟具又は猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

キ 鳥獣の捕獲後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものと。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

ア 許可対象者

国の鳥獣行政事務担当職員又は国より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

イ 鳥獣の種類・員数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各 2 0 0 0 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各 1 0 0 0 羽以内、その他の者にあつては同各 5 0 0 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1 年以内

エ 区域

原則として、法第 1 1 条の区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、わな、網又は手捕とする。

② その他特別の事由の場合

1) 職務上必要な場合

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）

イ 鳥獣の種類・員数

必要と認められる種類及び員数（羽、頭、個）

ウ 期間

1 年以内

エ 区域

申請者の職務上必要な区域

オ 方法

原則として、法第 1 条ノ 5 で禁止されている猟具又は猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2) 傷病鳥獣の保護の場合

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者

- イ 鳥獣の種類・員数
必要と認められる種類及び員数（羽、頭、個）
- ウ 期間
1年以内
- エ 区域
必要と認められる区域
- オ 方法
原則として、法第1条ノ5で禁止されている猟具又は猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 3) 公共施設等の展示の場合
ア 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
イ 鳥獣の種類・員数
必要最小限の種類及び員数（羽、頭、個）
ウ 期間
6ヶ月以内
- エ 区域
原則として、法第11条の区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- オ 方法
原則として、法第1条ノ5で禁止されている猟具又は猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 4) 愛がん飼養の場合
ア 許可対象者
自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者
イ 鳥獣の種類・員数
メジロ又はホオジロに限る。数は種の如何にかかわらず1世帯1羽
ウ 期間
繁殖期間中は認めない。
- エ 区域
原則として、住所地と同一市町村内の区域（法第11条の区域及び自然公園等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）
- オ 方法
原則として、法第1条ノ5で禁止されている猟具又は猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。
- 5) 養殖鳥の遺伝的劣化防止の場合
ア 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
イ 鳥獣の種類・員数
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の員数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。
ウ 期間
6ヶ月以内

エ 区域
原則として、法第 11 条の区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
オ 方法
網、わな又は手捕
移入鳥獣の駆除

6) 許可対象者
原則として、国、地方公共団体、民間団体、被害等を受けた者又はそれらの者の依頼を受けた者であつて、銃器を使用する場合は乙種狩猟免許を受けている者、銃器の使用以外の方法による場合は甲種狩猟免許を受けている者であること。
なお、法人に対する捕獲許可に当たつての従事者の取扱については、銃器を使用する場合は、従事者として乙種狩猟免許を受けている者を選任するものとする。

イ 鳥獣の種類・員数
(7) 植生の衰退や在来種の圧迫、在来鳥獣との交雑等の自然生態系の攪乱、農林水産業被害等を現に生じさせ、又はそのおそれがある移入鳥獣
(4) 移入鳥獣の根絶又は抑制の目的を達成するために必要と認められる員数(羽、頭、個)

ウ 期間
(7) 捕獲期間は、原則として、最も効果的に駆除が実施できる時期であつて地域の実情に応じた捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とすること。ただし、特別な事由が認められる場合は、この限りでない。
(4) 駆除対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
エ 区域
(7) 狩猟期間中及びその前後 15 日間内の駆除は避けること。ただし、人畜に対する危害防止等必要やむを得ない場合は、この限りでない。
オ 方法
(7) 移入鳥獣の根絶・抑制の目的を達成するために必要と認められる区域
原則として法第15条で禁止されている捕獲手段を除き、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある、かつ、安全性の高い方法とすること。
なお、水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された地区においては、鉛散弾は使用しないものとする。

7) その他の特別な事由
捕獲の目的に応じて個々のケースごとに判断するものとする。

(第39表)

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準				捕獲方法	留意事項	備 考
		許可対象者	鳥獣の種類 必要最小限の種類	鳥獣の員数 必要最小限の員数(羽、頭、個)	捕獲期間			
学術研究	知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの方から依頼を受けた者	鳥獣の種類 必要最小限の種類	鳥獣の員数 必要最小限の員数(羽、頭、個)	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、法第10条(銃器を使用する場合)及び第11条第1項各号に掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 ①法第1条ノ5で禁止されている猟具又は猟法ではないこと。 ②殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	

標識調査	知事	国の鳥獣行政事務担当職員又は国より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者は鳥類各種各2000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者は同各1000羽以内、その他の者は同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、法第11条の区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、わな、網又は手捕とする。
職務上の必要	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)	必要と認められる種類	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第1条ノ5で禁止されている罽具又は罽方法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
傷病鳥獣の保護	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第1条ノ5で禁止されている罽具又は罽方法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
公共施設等の展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの方から依頼を受けた者	必要最小限の種類	6ヶ月以内	原則として、法第11条の区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第1条ノ5で禁止されている罽具又は罽方法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。
愛がん飼養	知事	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことが又はこれらの方から依頼を受けた者	メジロ又はホオジロに限る。	種の如何にかかわらず1世帯1羽	原則として、住所地域と同一市町村内の区域(法第11条の区域及び自然公園等自然を守ることが特に要請されている区域は除く。)	原則として、法第1条ノ5で禁止されている罽具又は罽方法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

<p>養殖鳥の劣化防止</p>	<p>知事</p>	<p>鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者</p>	<p>人工養殖が可能と認められる種類</p>	<p>必要最小限の員数(羽、個)とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。</p>	<p>6ヶ月以内</p>	<p>原則として、法第11条の区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>網、わな又は手捕</p>
<p>移入鳥獣の駆除</p>	<p>知事</p>	<p>原則として、国、地方公共団体、民間団体、被害等を受けた者又はそれらの方であつて、銃器を使用する場合又は乙種狩猟免許を受けている者の銃器の使用以外の方法による場合は甲種狩猟免許を受けている者 なお、法人に対する捕獲許可に当たつての従事者の取扱いについては、銃器を使用する場合は、従事者として乙種狩猟免許を受けている者を選任するものとする。</p>	<p>植生の衰退や在来種の圧迫、在来鳥獣との交雑等の自然生態系の攪乱、農林水産業被害等を現に生じさせ、又はそのおそれがある移入鳥獣</p>	<p>移入鳥獣の根絶又は抑制の目的を達成するために必要と認められる員数(羽、個)</p>	<p>原則として、最も効果的に駆除が実施できる時期であつて、地域の実情に応じたため無理なく完遂する期間とすること。ただし、特別な事由が認められる場合は、この限りでない。 駆除対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。 狩猟期間中及びその前後15日間の駆除は避けること。ただし、人畜に対する危害防止等必要やむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>移入鳥獣の根絶・抑制の目的を達成するために必要と認められる区域</p>	<p>原則として法第15条で禁止されている捕獲手段を除き、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある、かつ、安全性の高い方法とすること。 なお、水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された地区においては、鉛散弾は使用しないものとする。</p>
<p>その他特別な事由</p>	<p>知事</p>	<p>捕獲の目的に応じて個々のケースごとに判断するものとする。</p>					

平成16年度	三戸町	三戸	147	平成14年11月 1日から平成24年10月31日まで	新設
	北津軽郡中里町	大沢内	15		
	上北郡百石町	百石	125		
平成17年度	三沢市	三沢	1,096	" "	" "
	上北郡六戸町	六戸	567		
	下北郡大畑町	高橋川	20		
平成18年度	計	9箇所	3,310	" "	三沢第二銃猟禁止区域の存続期間の満了に伴う区域拡大 区域拡大 新設
	上北郡七戸町	大池	200ha		
	十和田市	大不動	278		
平成17年度	十和田市	里ノ沢	384	" "	" "
	計	3箇所	862ha		
	上北郡天間林村	尾山頭	240		
平成18年度	計	1箇所	240ha	平成17年11月 1日から平成27年10月31日まで	再設定
	十和田市	松陽	380		
	むつ市	田名部	605		
計	計	2箇所	985ha	平成18年11月 1日から平成28年10月31日まで	" "
	計	15箇所	5,397ha		
	再設定				

- 3 猟区設定のための検討
 - (1) 方 針
今後、「管理された狩猟」としての猟区の設定が必要であるかどうか、市町村、森林組合及び狩猟者団体等との連携を図りながら、現状分析や意見集約を行い、検討するものとする。
- 4 鳥類の飼養の適正化
 - (1) 方 針
鳥類の違法飼養を防止するため、鳥獣保護思想の普及啓発、飼養状況の実態把握及び販売店等の指導に努め飼養の適正化を図るものとする。
 - (2) 飼養適正化のための指導内容
 - ア 広報等による野鳥保護思想及び飼養許可制度の普及啓発
 - イ 県職員、市町村職員及び鳥獣保護員による巡回指導
 - ウ 以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。
 - (ア) 飼養許可証の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
 - (イ) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
 - (ウ) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や崩壊の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
 - (エ) 愛かん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

青 森 県	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号
東奥印刷株式会社	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十五円一銭